

## PL 法制化に対する意見・要望

2017年3月1日

ポリオレフィン等衛生協議会

1. これまでの検討会において、多くの方から「ポリ衛協の自主基準と確認証明制度は有効に活用されている」と高く評価いただけたことをうれしく考えております。一方で、大多数が中小零細企業である食品業界では結局は370号試験という法規制さえ順守していればあとは供給者に任せている（任せるしかない）、結果として業界自主規制の利用はムラがある、実際の運用実態がわからないなどのご指摘もありました。ポリ衛協の認知度向上に向けた取り組みが不足していたことも一因であると捉えています。今後、ポリ衛協の公的な評価の高まりに応じて対外説明を拡充させていきたいと考えております。
2. ポリ衛協は、器具容器包装面で食品衛生を守る手法を構築、維持、発展させてきたことを自負しております。現在、ポリ衛協が採用している手法は、学術や各国の法制で知られている各種化学物質の耐容一日摂取量よりも溶出が少ない状況を、樹脂種、添加剤種、その添加量、使用食品、使用温度をコントロールすることで実現するものです。この考え方は欧米の規制と一致しており、ポリ衛協の自主規制は、合成樹脂製の特定の範囲に限定されるとはいえ、民間による自主ルールとして正しく認識され、特にアジア域においては各国の事情も踏まえながら実態としてはかなりの程度で参考にされていると聞いております。しかしながら、民間によるルールであるがゆえの限界もあり、ポリ衛協としては今回のPL法制化の議論の機会に以下について行政の関与も得ながら解決したいと考えております。
  - ① 業界としての自主管理活動に参加していない事業者（たとえば海外の非会員企業）による器具容器包装やその原材料の市場流入が拡大しており、食品衛生が確保できないおそれがあるとともに、自主管理を遵守する会員企業に不公平感も生じている。
  - ② 輸出の際、民間自主基準の確認証明書だけでは足りず、仕向地での規制に対応できていることの証明を改めて求められ、結果的に2度手間となっている。
  - ③ 日本で開発された樹脂や添加剤、器具容器包装の製造方法についての衛生上のルールがまず海外で整備されることは、そもそもそうした優れた製品の早期国内普及を阻害し、また安全性に関する知識が国内に蓄積される機会を失うことである。さらに、リサイクル品やナノ材料、インテリジェント材料など評価が難しく、また、業界団体による判断だけでは一般社会の理解を得にくいものが増えてきている。
3. これまでの検討会の議論でも、PLによる規制の必要性、民間の活用、サプライチェーン

ンを通じた添加量管理による溶出の抑制といった方法の有効性などが指摘されてきました。上記課題やこうした検討経緯を踏まえ、以下のような方法を提案したいと考えます。

- (1) まずは国が PL を物質の安全性と溶出性で判断して整備する方針を定める。また、この方針による衛生確保を実現する自主規制を実行する民間団体を認定する要件を定める。
- (2) 国はこの方針に従って PL を整備する。(下記(5)も参照)
- (3) 業界団体は、国の認定要件に合致する自主規制を整備し、国の認定を受ける。
- (4) 食品衛生法の規制として、食品用器具容器包装に対し、国の PL に適合しているか、国の認定を受けた民間自主規制に適合しているかのどちらかであることを要求する。
- (5) 国と認定された自主規制を運営する業界団体は連携して PL の整備や自主規制規定の整備を行う。

4. この方針には法律に基づく規制の導入が含まれています。ポリ衛協の自主規制は自主であるがゆえに、その適用範囲は事業者が自ら判断し、不適切な場合は自主規制の枠外で事業を展開しておられると承知しております。ポリオレフィン等以外の素材、複合した素材もあります。法律に基づく規制の導入はアウトサイダーに対する強制力を持つために必須ですが、制度を適切に設計するとともに適切な施行時期の設定や規制対象範囲の明確化などにより現状の国内への器具容器包装及びその原材料の供給において何ら問題を生じさせていない会員企業が現状のビジネスを継続できるよう配慮をお願いします。

5. なお、本検討会ではポリ衛協の具体的な運営方法について相当程度開示しました。民間の自主的な PL 制度を参考に国による PL 制度を検討するために、ある程度の情報開示は必須と理解しております。一方で、仮に上記案で進むとすれば、自主規制運営組織がそれぞれの特色を活かし競争により効率を追求できるよう、また、単なる模倣者の発生によって正当に運営を行う組織の事業継続が困難になることのないよう、自主規制運営組織の運営方法についてある程度の自由と秘匿が認められるべきと考えます。国の認定要件に適合するようポリ衛協も努力する所存ですので、この点にもご配慮くださいますようお願い申し上げます。